

令和5年度
伊丹の教育
〈基本方針と主要事業〉



伊丹市マスコット たみまる

令和5年（2023年）2月

伊丹市教育委員会

目次

I	教育関連計画	1
1	各計画等の位置付けについて	1
2	対象範囲	2
3	関連計画の対象年次	2
4	計画の推進	2
II	教育基本方針	3
III	施策体系（教育委員会所管の全事務事業一覧）	15
IV	令和5年度の取組・成果指標・主要事業	17
	体系1 幼児教育・学校教育	17
	主要施策1 幼児教育・保育	17
	主要施策2 学校教育	19
	主要施策3 教育環境の整備・充実	27
	体系2 子育て・子育て	29
	主要施策1 家庭・地域の教育力	29
	主要施策2 青少年の健全育成	32
	体系3 生涯学習	34
	主要施策1 生涯学習・スポーツ	34
	体系4 人権教育	37
	主要施策1 人権教育	37

I 教育関連計画

1 各計画等の位置付けについて

(1) 伊丹市教育大綱（令和3～6年度）

平成27年4月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長と教育委員会の協議の場としての「総合教育会議」の設置や、教育の目標や施策の根本的な方針である「教育大綱」の策定が首長に義務付けられました。

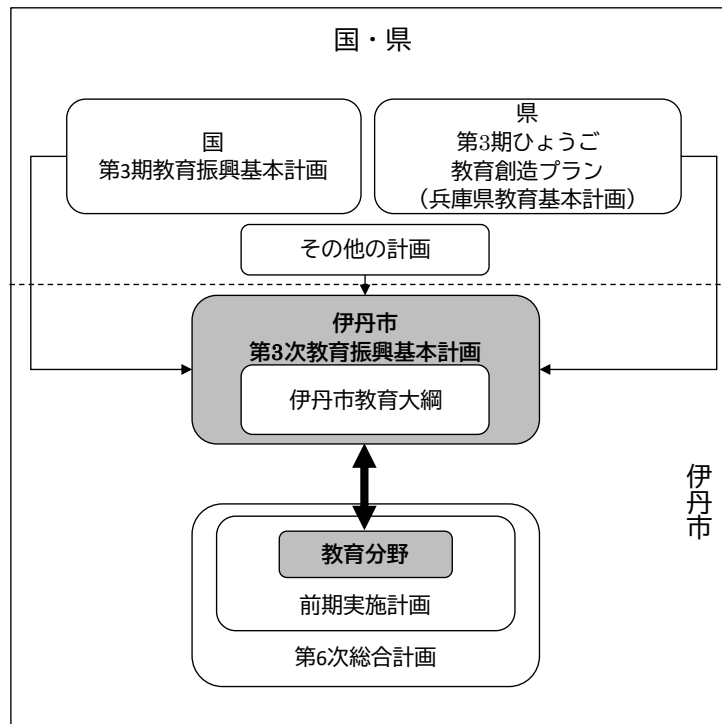
本市では、「総合教育会議」において、市長と教育委員会で協議・調整を経て、平成27年6月に「伊丹市教育大綱」が策定され、令和3年3月で計画期間が満了します。ついては、令和2年12月の「総合教育会議」において令和3年度より「伊丹市第3次教育振興基本計画」の第3章「伊丹市の教育がめざす姿」が本市の教育における施策の根本の方針となることから、本章を新たに「伊丹市教育大綱」として位置づけることとしました。

(2) 伊丹市第3次教育振興基本計画（令和3～6年度）

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、そのうち、第3章「伊丹市の教育がめざす姿」は、上記(1)のとおり「伊丹市教育大綱」としても位置づけています。

また、本計画は、第6次伊丹市総合計画に掲げる教育に関する部門の計画としても位置づけ、同計画を補完するもので、「第6次伊丹市総合計画 前期実施計画」の教育に関する部分を、その事務事業部分として充てるものです。

<関連計画のイメージ図>



(3) 伊丹の教育<基本方針と主要事業> (本冊子)

第6次伊丹市総合計画の前期実施計画のうち、教育委員会所管部分を教育の事業実施計画としています。そのうち主要な事業について、教育基本方針と併せて、分かりやすく示すために本冊子を作成しています。

取組内容が年度ごとの前期実施計画と整合するように作成しています。(実施計画は、市総合政策部政策室ホームページの『第6次総合計画』のページに掲載。)

(4) 伊丹の教育<実施報告と点検評価>

毎年、各事業の実施状況や指標の進捗状況等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められている、点検及び評価を実施するために作成しているものです。

2 対象範囲

本市教育委員会が所管する幼児教育・保育、学校教育、家庭教育、青少年教育、生涯学習、人権教育などに関する施策や事業とします。

3 関連計画の対象年次

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国	教育振興基本計画									
	第3期 (H30-R4)									
県	ひょうご教育創造プラン									
	第3期 (H31-R5)									
市	伊丹市総合計画									
	第5次		第6次 (R3-R10)							
	伊丹市教育大綱									
	第1次		第2次 (R3-R6)				教育の部分を教育振興基本計画に位置づける			
	伊丹市総合計画実施計画									
	第5次		第6次・前期 (R3-R6)				第6次・後期 (R7-R10)			
伊丹市教育振興基本計画										
第2次		第3次 (R3-R6)								

4 計画の推進

実施計画の推進にあたっては、客観的データ(E)を基に、「P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)のサイクル」を確立することによって、断続的な改善を図る。



Ⅱ 教育基本方針

先程、市長から、市政運営の基本方針及び令和5年度予算案の諸事業について、所信の表明がございましたが、これに基づきまして、私から、令和5年度の伊丹市教育基本方針について、重点施策を中心にその考えを申し述べます。

はじめに

近年は、異常気象や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻など、誰も想定していなかった出来事が続いています。また、AIなどの先端技術の進歩も早く、10年後の世界は誰も予測できません。これからの世代は、地球の温暖化や世界の分断など人類の存続に関わる難問に立ち向かっていかななくてはなりません。

令和4年度は、学力の向上やICTの有効活用、幼児教育における「子ども主体の保育実践」の公私にわたる拡大等、様々な面において成果が見られましたが、取り組まなければならない課題も明らかになってまいりました。

1つは、「主体性」の育成です。言われたことを真面目に取り組むことは大切なことですが、それだけでは、先行き不透明な答えのない時代を生き抜くことはできません。仕事や作業を正確に行うには指示やマニュアルが必要ですが、それが常態化していくと、人は自分の頭で考えることを放棄してしまいます。このような状況の中で想定外のことが起これば、呆然と立ち尽くしてしまうのです。

このようなことを踏まえ、学校においては、教師主導の一斉授業から脱却し、子どもたちが学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」を推進してまいります。また、家庭においては、「計画的に学習に取り組む習慣」の育成に力を入れてまいります。1人1台のタブレットが整備され、自分の興味のあること

などをいくらかでも調べることが出来る環境が整いました。昨年12月からは「デジタル教材」の活用も始まりました。デジタル教材は、子ども自身が見通しを持ちながら、苦手な内容を繰り返し学習したり、発展的な学習に取り組んだりすることができるものであり、有効に活用してまいります。

2つめは、「自尊心」の育成です。自信は人生のカギであり、自分に自信が持てるようになると、新たなことに挑戦する姿勢が生まれ、困難なことに遭遇しても粘り強く取り組むことができるようになります。自分に対する自信、即ち「自尊心」は、他者から与えられるものではありません。自らの生き方を通して自ら獲得していくものであり、「現状を直視するかしないか」、「目標を持つか持たないか」、「考えるか考えないか」の選択において、常に前者を意識した生き方ができるよう支援してまいります。

3つめは、「子どもの最善の利益」を視野に入れた教育の推進です。全国的にいじめの重大事態や不登校児童生徒が増加傾向にあること、「いじめ防止対策推進法」や「教育機会確保法」、「こども基本法」が施行されたこと等を受け、12年ぶりに「生徒指導提要」が改訂されました。児童生徒が自分らしく生きることができるよう、学校行事の実施や不登校・いじめへの対応、校則の見直し等において「子どもの意見」を尊重するなど、教師の一方的な働きかけから、子どもの自発的かつ主体的な成長を支える指導へとシフトしてまいります。

もう1つは、中学校における休日の部活動の地域移行です。急激な少子化の進行により、このままでは、近い将来、部活動が存続の危機に陥ることは間違いありません。今は過渡期であり、運営主体を学校から地域へ移すことに様々な課題がありますが、子どもたちが将来にわたり、安定してスポーツ活動や文化芸術活動に携わることができる体制を築くために、「休日の部活動の地域移行」に段階的に取り組んでまいります。

様々な教育施策の推進にあたっては、前年踏襲でなく、社会の変化や子どもの変化を視野に、常に「物事の本質」に立ち返り実施してまいります。また、全ての教育活動において、「良くても悪くても現状から目をそらさないこと」「幼児期から高等学校までの『縦の連携』と、学校・家庭・地域などの『横の連携』を大切にすること」「教育情報を積極的に発信すること」を基本方針に本市の教育を推進してまいります。

ここまで、重点施策について申し上げますが、引き続き、「第3次伊丹市教育振興基本計画」の体系に沿って、各分野における主な取組をご説明申し上げます。

体系1 幼児教育・学校教育

初めに「体系1 幼児教育・学校教育」の「主要施策1 幼児教育・保育」であります。

令和4年4月、さきはらこども園の開園をもって、本市の幼児教育推進計画は一定の完成を見ました。

幼児教育推進計画の着実な実施により、施設類型を問わず、本市全体の幼児教育・保育の充実を図ろうとする気運が高まってまいりました。しかし、全国に目を向けますと、令和4年度は登園中のバス事故や保育士による暴言・暴行等の事案が発生するなど子どもの安全・安心が確保できているとは言えません。これらのことは、本市においても起こり得ることであり、一人ひとりの子どもが愛情に満たされ、安全・安心に過ごすことができるよう、関係機関と連携し、事故の未然防止に取り組んでまいります。具体的には児童の置き去りや抜け出し、午睡時の事故等を防止するために、安全装置等の導入を支援してまいります。また、万が一の事故発生時の対応マニュアルを市内全施設で共有するとともに、人権教育・保育に関する研修の充実を図ってまいります。

幼児教育・保育の質の向上においては、子ども達が心身とも

に満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育環境の向上を図るために、令和4年度に作成した「伊丹市保育環境構成のてびき」を活用し、幼児教育センターにおける連続講座や、拠点園での保育の公開、アドバイザーの訪問等を実施してまいります。

また、幼児教育について、家庭や地域の理解促進を図るために、Wi-Fi環境の整備を進め、子どもが日々遊びを通して学ぶ姿を動画で配信するなど、日々の教育・保育実践や子どもの学びを「見える化」してまいります。

待機児童の解消においては、保護者の就労率の上昇等に伴う保育需要の増加に対応し、保育所待機児童の解消を図るために、「第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、新たな民間保育所の誘致や、保育士新規採用を支援する等、保育人材の確保に努めてまいります。

就学前施設と義務教育の接続においては、子どもの発達と学びの連続性を図るために、保育者と小学校教員が互いの教育・保育の具体を知り、相互理解を深めながら、子どもたちにどのような力を育成するのか、「育みたい子ども像」を明らかにするなど、「架け橋期の教育」の充実に努めてまいります。

続いて、「主要施策2 学校教育」であります。

「確かな学力」の育成については、社会のあり方が劇的に変化する中であって、学力向上に対する取組を単にこれまでの延長線上に位置づけるだけでなく、子どもたちの幸せのためによりよい方策を模索し続けることが重要です。さらなる学力向上のために、身近な生活と結びつく教材等を通して、教科の楽しさが伝わる授業や、子どもが学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」を実践してまいります。また、学習指導要領が求める資質・能力の向上を図るために、学習場面や発達段階に応じたICTの有効活用を促進してまいります。

誰一人取り残さないために、デジタル教材を活用し、習熟に応じた学習や個別最適な学びの充実を図ってまいります。また、専門性の高い授業を実現するために、義務教育9年間を見通し、小学校高学年における教科担任制の充実を図ってまいります。

新しい時代に対応した教育の推進については、児童生徒の情報活用能力の向上を図るために、活用事例の情報共有等、教員のICT活用力の向上に取り組み、特に、デジタル教材等の効果的な活用の研究を進めてまいります。

また、英語教育の充実においては、グローバル化が一層進展する中、言語や文化が異なる人々と主体的に関わることのできる資質の育成が必要です。専科教員等の資質向上研修や指導主事訪問による指導を行うとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るために、話すこと（スピーキング）の重視など、英語を実践的に使える場の充実に努めてまいります。

次に、「豊かな心」の育成については、12年ぶりに改訂された「生徒指導提要」の趣旨を踏まえ、子どもが本来持っている力を子ども自身が発見し、引き出せる教育活動の実現を図ってまいります。

いじめの対応においては、これまでの未然防止、早期発見、早期対応の充実に努めるとともに、昨年はいじめ防止フォーラムにおける小・中・高校生の声をもとに改訂した「いじめアンケート」を実施し、いじめ防止等対策審議会やいじめ防止フォーラム等を通じて、様々な側面から、いじめ防止に取り組んでまいります。

不登校児童生徒の対応においては、その原因・背景が多岐にわたることを踏まえ、学校が安全・安心な居場所となるための魅力ある学校づくりやわかりやすい授業に取り組んでまいります。また、オンラインの活用や民間施設との連携等を図ってまいります。さらに、教育支援センター「やまびこ」においては、ICTを活用した学習支援や体験活動等、カリキュラムの充実

を図ってまいります。

「健やかな体」の育成については、新型コロナの影響による体力低下が懸念されます。体力や運動習慣は人間のあらゆる活動の基本となるものであり、子どもたちが体力の向上をはかり、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、各校の実態に応じた体育授業の改善や休み時間の活用、家庭との連携による「運動の日常化」等に取り組んでまいります。

部活動の地域移行は、急激に少子化が進行する中、将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するためには避けて通れない改革です。持続可能な活動環境の整備に向けて、令和4年に取りまとめられた国の提言を踏まえ、「伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会」において、関係団体との連携のもと、段階的に休日における部活動の地域移行を図ってまいります。

発達段階に応じた健全な食育の推進においては、生涯にわたって健全な食生活の実現のため、食事の重要性に関する知識を得たり、学校給食における残食の軽減を図ることを通して、食べ物を大切にしたりする取組をすすめてまいります。

市立伊丹高等学校の魅力向上については、目指すべき学校像であるスクールミッションに基づくグローバル人材を育成するため、ICTの活用や、自ら課題を見つける力を養う「探究活動」に取り組むとともに、兵庫県の「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、普通科の改革に取り組んでまいります。

教育相談、支援体制の充実については、子どもたちの心理的・福祉的な支援のため、専門性のあるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校内のケース会議への参加等、積極的な活用を図ってまいります。

総合教育センターにおける教育相談においては、心理面、発達面等の悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者の心の安定を図るために、関係機関との連携・情報共有を強化するととも

に、長期化・複雑化する相談に対応するための研修を実施してまいります。

特別支援教育の推進については、全国的に児童生徒が減少する中、特別な配慮を要する児童・生徒は大きく増えています。このような傾向は、伊丹市においても例外ではありません。令和4年4月文部科学省通知において、特別支援学級に在籍している児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において授業を受けることが示されました。国の方針を原則としつつ、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個別の指導計画を踏まえた指導・支援を行ってまいります。また、特別支援教育を取り巻く状況の変化等に対応して、ICTの活用を進めるとともに、「今後の特別支援教育のあり方」（基本方針）の見直しを図ってまいります。

教職員の資質向上については、社会のあり方そのものが、これまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わっており、その変化に対応していくために、教師自ら主体的に学び続けてまいります。自分自身の強みを伸ばすために、「個別最適な学び」に取り組むとともに、教師としてのふさわしい資質能力を広く身につけていくために、他者との対話など「協働的な学び」に取り組んでまいります。また、教員免許更新制度の発展的解消に伴う国の方針を踏まえ、現在の校内研修会のあり方で本当に教員の力を高めることができているのかを問い直すなど、校内研修の充実を図ってまいります。

続いて、「主要施策3 教育環境の整備・充実」であります。

学校を支える組織体制の整備については、子どもたちの成長を地域ぐるみで支えるために、引き続き、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進に取り組んでまいります。

学校運営協議会においては、コミュニティ・スクールフォーラムや学校運営協議会会長を対象とした研修会を開催し、先進

事例の共有や情報交換を行う等、各協議会における協議の充実に努めてまいります。また、学校運営協議会と教職員の連携や交流を推進し、教職員に対して、地域と協働する意義の周知を図ってまいります。

地域学校協働活動においては、土曜学習や学校支援ボランティア活動の活性化を図るために、地域人材の発掘と養成に取り組んでまいります。

安全・安心な教育環境の充実については、児童生徒を災害や事故から守るとともに、自ら安全を確保することのできる資質・能力の育成のため、D I GやJアラートを活用した訓練や、「自転車交通安全教室」を実施してまいります。

通学路の安全確保においては、学校や地域等から改善要望等がある箇所について、市関係部局や警察等と連携を図り、迅速に対応してまいります。

老朽化が進む学校園施設の維持保全においては、大規模改修工事や空調設備改修工事等の整備を計画的に実施してまいります。

また、グリーン社会の実現のために、学校園施設へ効率的な空調設備やL E D照明設備などを導入するとともに、さらなる再生可能エネルギーの利用促進を目指し、太陽光発電設備の設置設計に取り組んでまいります。

教職員が、心身の健康を保持し、情熱とやりがいを持って働くために、「学校における働き方改革基本方針」に基づき、休日の部活動の地域移行など、勤務時間の適正化に取り組んでまいります。

体系2 子育て・子育て

続いて「体系2 子育て・子育て」の「主要施策1 家庭・地域の教育力」であります。

子育て家庭への経済的支援については、子ども2人以上を同

時に就学前施設に預ける保護者の経済的負担を軽減するため、所得に関わらず第2子の保育料を令和5年9月から無償化するなど、保育所における保育料の軽減等を実施してまいります。

子育て施策の充実においては、令和7年度から計画期間が始まる「第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画」の策定のために、令和5年度はニーズ調査及びその分析を行ってまいります。また、家庭教育力の向上を図るために、子どもの基本的な生活習慣や家族だんらんの重要性など、家庭教育に関する啓発活動の充実と学習機会の提供に取り組んでまいります。

子ども一人ひとりに応じた発達支援については、情報共有を行いながら一貫した相談支援体制づくりを進めていくために、医療・保健・教育・福祉等関係機関と連携を図ってまいります。また、地域での医療的ケア児等の受入れの推進のために、こども発達支援センターの役割を明確にし、連携体制を構築してまいります。さらに、子どもたちが生活する地域で一人ひとりの特性に合わせた支援を実施するために、障害児通所支援事業所や学校、就学前施設等に赴いて情報提供や助言を行うとともに、各施設職員を対象とした研修等を実施してまいります。

続いて「主要施策2 青少年の健全育成」であります。

子どもの居場所づくりと自立支援については、児童館「こらくる」やスワンホール内の青少年センター等において、子ども達が安心して過ごせる「居場所」や様々な体験の機会を提供してまいります。

児童クラブにおいては、保護者の負担軽減を図るために、夏休み期間中の昼食提供事業の本格実施に取り組んでまいります。

また、児童支援員の業務負担を軽減し、一人ひとりの児童と向き合う時間を増やすために、保護者との連絡メッセージ機能を備えた児童の入退室管理システムを活用してまいります。

子どもの見守りネットワーク整備については、事案の早期解

決を図るために、家庭・地域・関係機関と情報連携し、相談機能を強化するとともに、アウトリーチ型相談支援を更に推進してまいります。また、事業者や学校、関係団体との連携を強化し、青少年の非行や問題行動の未然防止と安全確保に社会総がかりで取り組んでまいります。

体系3 生涯学習

続いて「体系3 生涯学習」の「主要施策1 生涯学習・スポーツ」であります。

多様な学習機会の提供については、市民の学びの機会の充実に図るために、社会教育施設間で連携し、ノウハウを共有してまいります。また、学習者の裾野を広げるために、オンラインを活用した事業を展開してまいります。

図書館サービスの充実にについては、「第2次子ども読書活動推進計画」に基づく各種事業を推進し、子どもの読書習慣の定着を図るために、魅力的な図書の収集、積極的な情報発信による利用者拡充に努めてまいります。また、交流と学びの機会を創出するため、市民参画による「交流フロア運営会議」や、市内施設、学校、企業等との連携を通して、多様な事業を展開してまいります。

生涯スポーツが楽しめる環境整備については、令和4年度に中間見直しを行った「伊丹市スポーツ推進計画」に基づき、市民誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で豊かな生活が送れるよう、気軽にできる運動・スポーツの紹介や、スポーツ実施率の向上に資する各種事業を推進してまいります。また、将来世代のニーズも踏まえたスポーツ施設整備の検討を進めてまいります。

「なぎなたのまち伊丹」を全国へアピールするために、本市の特色として全中学校で実施している「なぎなた授業」の充実や「全国高等学校なぎなた選抜大会」を開催してまいります。

体系 4 人権教育

続いて「体系 4 人権教育」の「主要施策 1 人権教育」であります。

人権教育・学習の推進については、令和 4 年に改訂した『伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針』に基づき、切れ目のない人権教育の推進と主体的な学びの場の提供に努めてまいります。

就学前教育においては、主体性や自尊感情など非認知能力を育てるために、一人ひとりの子どもの個性を尊重し、受容的で応答的な保育を実践してまいります。

学校教育においては、多様性を認め合う子どもを育成するために、学校教育全体を通じて、発達段階に応じた人権教育を推進してまいります。

地域においては、市民団体との連携や人権教育指導員の派遣及び研修会等の支援を行ってまいります。

結びに

令和 5 年 4 月には、「こどもまんなかの社会の実現」を最重要コンセプトに「こども家庭庁」が発足します。子どもは、国の宝であり我が国や本市の将来は子どもにかかっています。

子どもたちが、次代を担う有為な人材となるためには、主体性や自尊感情を育てるとともに、自分の存在が丸ごと受け入れられ、安心して過ごせる「居場所」が不可欠です。

そのために、子どもを取り巻く全ての大人は、心から安らげる家庭や、安全に思いっきり遊べる公園、知的好奇心を刺激する学校や図書館などの整備に努めなければなりません。何よりも、大人の「見守る・待つ・寄り添う」姿勢が大切です。子どもたちは、生まれながらにして、よりよく生きる力を持っており、その力がすくすく育つよう大人は、愛情を持って見守ることや、

いろいろなことを指示したくても、ぐっと抑え、子ども自身が立ち上がるのを待つことが大切です。また、孤立して寂しいからそばにいてほしいという子もいれば、今一人にしてほしいという子もいます。子どもの様々な思いを押し量り、今、一番望んでいることに心を寄せることが大切です。

以上述べたことを大切に、令和5年度は、「子どもファースト」の視点で本市の教育を推進してまいりますのでご理解、ご支援いただきますようお願いいたします。

Ⅲ 施策体系（教育委員会所管の全事務事業一覧）

体系	主要 施策	施策目標	基本施策	
1 幼児教育・学校教育	1 保育 幼児教育・	1 幼児教育・保育の充実	①幼児教育・保育の質の向上 ②待機児童の解消 ③多様なニーズに応じた教育・保育の実施 ④就学前教育と義務教育の接続	
	2 学校教育	1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成	1-1 「確かな学力」の育成	①授業改善 ②誰一人取り残さない取組 ③学校・家庭・地域の連携
			1-2 新しい時代に対応した教育の推進	①情報活用能力の育成 ②英語教育の充実 ③デジタル化の促進
			1-3 「豊かな心」の育成	①道徳教育の推進 ②いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に向けての組織的な取組の推進 ③不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実 ④体験活動等の実施
			1-4 「健やかな体」の育成	①児童生徒の体力向上の促進 ②魅力ある部活動の推進 ③発達段階に応じた健全な食育の推進
			1-5 市立伊丹高等学校の魅力向上	①特色化・活性化の推進
		2 教育相談・支援体制の充実	①キャリア教育の推進 ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 ③教育相談の充実	
		3 特別支援教育の推進	①伊丹特別支援学校の活性化 ②特別支援教育の充実	
	3 教育環境の整備・充実	1 学校を支える組織体制の整備	①コミュニティ・スクールの充実 ②地域と学校の連携・協働体制の構築	
		2 安全・安心な教育環境の充実	①学校園防犯訓練・防災教育の充実 ②子どもの安全対策の推進 ③交通安全対策の推進 ④学校園施設の整備・維持保全 ⑤学校における働き方改革の推進	

体系	主要 施策	施策目標	基本施策
2 子育て・子育て 子育て・子育て	1 家庭・地域の 教育力	1 子育て家庭への経済的支援	①子育て家庭への経済的支援
		2 子育て・家庭教育の支援	①子育て施策の充実 ②家庭の教育力の向上
		3 子ども一人ひとりに応じた 発達支援	①相談や療育体制の推進 ②地域への情報発信
	2 青少年の 健全育成	1 子どもの居場所づくりと自 立支援	①子どもの居場所づくりの推進 ②若者の自立支援
		2 子どもの見守りネットワー ク整備	①子どもの見守りネットワークの整備
3 生涯学習	1 生涯学習・ スポーツ	1 多様な学習機会の提供	①市民の主体的な学習活動の支援とその成果の活用 ②学習・交流活動の推進と施設間の連携
		2 図書館サービスの充実	①学びや情報提供の充実 ②多様な交流・連携の推進
		3 生涯スポーツが楽しめる環 境整備	①アクティブライフの創出 ②全国高等学校なぎなた選抜大会の運営
	2 歴史・ 文化財	1 文化財・郷土資料の保全と 活用	①郷土資料の収集・保存と調査研究 ②文化財の保護・活用と郷土への愛着の醸成
4 人権教育	1 人権教育	1 人権教育・学習の推進	①あらゆる年代にわたる人権教育・人権学習の推進

※「3 生涯学習 2 歴史・文化財 1 文化財・郷土資料の保全と活用」につきましては、令和4年4月より市長部局の所管となりました。そのため、今年度の取組等については記載しておりません。

IV 令和5年度の取組・成果指標・主要事業

ここでは、教育振興基本計画の施策体系に沿って、教育基本方針をふまえ、新年度の取組・成果指標・主要事業を掲載しています。基本的に表記については市行政評価と整合しています。

市の全施策については、市総合政策部政策室ホームページの「行政評価」ページに記載されています。

評価の「性質」は、実績値が目標値を上回った方が良い場合は「↑」、下回った方が良い場合は「↓」、同じ値になるのが良い場合は「＝」で表記しています。

体系1 幼児教育・学校教育

主要施策1 幼児教育・保育

施策目標1 幼児教育・保育の充実

令和5年度の取組			
<p>「伊丹市保育環境構成のてびき」を活用した研修・幼児教育シンポジウムの実施、各種研究・研修を実施するとともに、幼児教育アドバイザーの訪問等により、各施設における環境構成の工夫や園内研修のコーディネートなど保育の実践的指導力の向上を図る。</p> <p>待機児童の解消を図るため、保育所入所需要の見込まれる地域に民間保育所の誘致を行うとともに、保育人材の確保に努める。</p> <p>子育て支援の充実を図るため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育など、保護者の多様なニーズに応じた教育・保育の提供を行う。</p> <p>幼児教育で培った資質・能力を小学校へ接続するため、拠点園を中心に小学校教員と共に研修や相互参観を進め、架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)の教育の充実を図る。</p>			
成果指標(単位)	性質	指標の意味・算式等	目標値
保育所等待機児童数(人)	＝	保育所等待機児童数(翌年度当初)	0
公私立幼稚園・認定こども園定員充足率(%)	＝	公私立幼稚園及び公私立認定こども園(1号認定)の利用定員数に対する利用者数(就園者数)の割合	100
特別保育年間利用者数(人)	＝	延長保育、一時保育の年間延べ利用者数	7,368
研修への参加者数	↑	幼児教育推進課及び幼児教育センターで実施する研修への参加者数(私立含む)	860
幼児教育アドバイザーの活動件数	↑	幼児教育センター所属のアドバイザーの年間活動件数(相談・訪問等)	305
コード	事務事業名	R5年度の取組内容	
231010	公立認定こども園管理運営事業	各施設の運営に必要な予算を適切に配当し、高騰する光熱費や賄材料費を含め、着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備する。	
231020	公立幼稚園管理運営事業	各園の運営に必要な予算を適切に配当し、高騰する光熱費を含め着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備す	

		る。
231030	公立保育所管理運営事業	各施設の運営に必要な予算を適切に配当し、高騰する光熱費や賄材料費を含め、着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備する。
231050	幼児教育充実施策推進事業	幼児教育センター主催の幼児教育研修会、幼小接続研修会及び、幼児教育シンポジウムを開催する。
231060	就学前施設研究推進事業	職員の資質向上のため、各施設で講師を招聘し研究会及び研修会を実施。市外各種研修会等へ参加。
231070	保育所等環境整備補助事業	私立保育所等における事故防止や業務効率化を進めるために必要な機器の費用を支援し、保育環境を整備する。
231082	私立保育所等整備事業	国の交付金を活用し、保育所の開設等を行う事業者に対する整備補助を行い、開設等を支援する。
231093	保育人材確保事業	市内民間保育事業者の保育士確保に対し、宿舍借上支援、人材確保補助、奨学金返済支援の策を講じる。
231100	私立保育所通常保育事業委託等事業	私立保育所等に対し、通常保育事業の委託等を行う。
231110	施設型・地域型保育給付事業	私立認定こども園や小規模保育事業所等に通う児童の保護者に対し、施設型給付費又は地域型保育給付費を給付する。
231120	私立保育所等延長保育事業費補助事業	通常の保育時間を超えて、延長保育を実施する認定こども園、保育所等に対して、事業の実施に要する費用を補助する。
231130	私立保育所等一時保育事業費補助事業	一時的に家庭での保育が困難となる世帯の児童を預かる施設に対し、事業の実施に要する費用を補助する。
231140	私立認定こども園等一時預かり事業費補助事業	私立認定こども園等に在籍する児童を、教育時間の前後又は長期休業日等において一時的に預かる施設に対し、事業の実施に要する費用を補助する。
231150	病児・病後児保育委託等事業	病気などで家庭や集団での保育が困難な児童を一時的に保育する事業を委託する。
231163	統合保育事業	統合保育を実施している私立保育所に対して補助するとともに、研修等を通じて各施設の専門性の向上を図る。
231170	私立幼稚園等特別支援教育振興助成事業	特別支援教育に要する経費の一部を助成することにより、私立幼稚園等における特別支援教育の振興を図る。
231180	施設等利用給付事業	国の制度による幼児教育・保育の無償化を実施し、全ての子どもに質の高い幼児教育を提供する。
231190	保育業務管理システム構築・運営事業	国によるシステム標準化の動向を注視し、今後のシステム運用の検討を進める。
231200	感染防止対策事業	就学前施設における新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク等の購入や消毒に必要な経費等を補助する。
231210	就学前施設物品等購入支援事業	寄付者の意向を踏まえ、公私立の就学前施設の絵本や遊具等の物品購入費用として寄附金を活用する。
231220	私立保育所等給食食材調達支援事業	給食費の値上げを行っていない民間の教育保育施設等に対し、給食食材費高騰に係る経費を補助するとともに、給食費値上げを行った認可外保育施設等に在籍する児童の世帯に対し、給食費値上相当分を補助する。

主要施策 2 学校教育

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-1 「確かな学力」の育成

令和 5 年度の取組			
<p>身近な生活と結びつく教材等を通して、教科の楽しさが伝わる授業や、子どもが学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」の実践と、発達段階に応じた ICT の有効活用を図る。</p> <p>また、誰一人取り残さないために、デジタル教材を活用し、習熟に応じた学習や個別最適な学びの充実を図るとともに、専門性の高い授業を実現するために、義務教育 9 年間を見通し、小学校高学年における教科担任制の充実を図る。</p>			
成果指標 (単位)	性質	指標の意味・算式等	目標値
全国学力調査の全国平均を 100 とした時の小中学校の指数	↑	学力調査において実施した教科の平均正答率と全国平均正答率の比較 (伊丹市平均正答率 ÷ 全国平均正答率 × 100)	102
小中学校の児童生徒一人あたりの 1 ヶ月読書冊数 (冊)	↑	小中学校の児童生徒が一人あたり 1 ヶ月に読書した冊数 (実績値に基づき目標値を設定)	11.1
授業が分かりやすいと回答した児童生徒の割合 (%)	↑	学校評価アンケートにおいて、肯定的に回答した児童生徒の割合	85
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
241020	学校図書館活性化事業	学校図書館とことば蔵との連携により図書館教育を充実させ、児童生徒の読書習慣の定着のため、読書量の増加を図る。	
241043	学力向上推進事業	子どもが主体となる学びと誰一人取り残さない取組の実現に向け、市内小中学校において教員免許を有する人材による児童生徒への学習指導及び教員への助言を行う。	
241070	教科用図書選定事業	教科用図書選定委員会を設置し、令和 6 年度使用教科用図書採択事務を行うとともに、デジタル教科書活用事例の共有を図るなど、教員の活用力向上に取り組む。	
241080	子どもサポーター派遣事業	教員をめざす大学生等が児童生徒の学習指導の補助や児童生徒との関わりなど、学校のニーズに応じた支援を行う。	
241120	小中学校社会科副読本作成事業	編集委員会を組織し、中学校で使用する社会科副読本「身近な地域伊丹市」を最新データに基づいて改訂する。	

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-2 新しい時代に対応した教育の推進

令和 5 年度の取組			
<p>新しい時代に対応した教育の推進については、専科教員等の資質向上研修や指導主事訪問による指導を行うとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るために、話すこと（スピーキング）等の重視など、英語を実践的に使える場の充実に努める。また、タブレット端末をはじめとした ICT 機器や各種ソフトウェア等の ICT 環境を適切に整備運用していくとともに、授業支援システムやデジタル教材等、効果的な ICT 活用の研究を通して児童生徒の「情報活用能力の育成」に取り組み、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進する。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
中学 3 年生英語力が英検 3 級程度の割合（％）	↑	中学 3 年生において※CEFR(セファール)A1 レベルの力が認められる生徒の割合	60
授業中に ICT を効果的に活用できる教員の割合（％）	↑	ICT を活用して、授業力向上を図ることができた教員の割合〈市内教員の割合〉	90
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
241013	英語教育推進事業	専科教員等の資質向上研修等を行うとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るために、話すことなど、英語を実践的に使える場を充実する。	
241103	情報教育推進事業	アウトリーチ研修や ICT 支援員を増員し、ICT 活用力の向上を図るとともに、授業改善を支援する。	

※CEFR…Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment : 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-3 「豊かな心」の育成

令和 5 年度の取組			
改訂された「生徒指導提要」の趣旨を踏まえ、児童生徒が本来持っている力を子ども自身が発見し、引き出せる教育活動の実現を図る。			
いじめへの対応については、小・中・高校生の声をもとに改訂した「いじめアンケート」を実施し、いじめ防止等対策審議会やいじめ防止フォーラム等を通じて、さまざまな側面から、いじめ防止に取り組む。不登校児童生徒の対応については、一人ひとりの状況を正確に把握し、それぞれに応じた校内における居場所づくりや民間施設との連携や ICT 等を活用した学習活動の提供等の多様な学習機会を確保する。教育支援センター「やまびこ」においては、不登校児童生徒への支援をとおして、不登校児童生徒の学校への復帰及び社会的自立を図り、不登校等の減少を目指す。			
体験活動等については、児童生徒の主体性や問題解決能力、豊かな感性等を育むために、地域や関係者との連携を図りながら、事前事後の学習や生活との関連を持たせる等、自然体験事業等の充実を図る。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
自分にはよいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合（％）	↑	全国学力・学習状況調査児童・生徒質問紙において、肯定的に回答した児童生徒の割合	79
不登校児童生徒出現率（％）	↓	全児童生徒数における、不登校児童生徒数の割合	1.15
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
241160	トライやる・ウィーク推進事業	感染症対策を講じつつ、「生きる力」の育成のため、市内中学 2 年生が事業所等において体験活動を実施する。	
241170	伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	改訂された「生徒指導提要」に基づき、「子どもの意見」を尊重するなど、子どもの自発的・主体的な成長を支える教育の推進に向け、防止等対策審議会の開催や改訂版いじめアンケートの実施、問題解決支援チームの派遣等の取組を推進する。	
241180	伊丹市生徒会活性化推進事業	生徒会役員のリーダーとしての自覚や資質の向上を図るため、感染症対策を講じつつ、生徒会リーダーズセミナーを実施する。	
241190	学習活動成果公表等推進事業	平素の教育活動（理科・図工・美術・家庭・音楽及び部活動等）の成果を発表及び鑑賞する場を設定する。	
241200	小学生の自然体験事業	心身共に調和のとれた健全な児童の育成のため、小学校 3 年生で環境体験学習、5 年生で自然学校を実施する。	
241211	不登校児童生徒の支援事業	社会的自立をめざした、体験活動を取り入れたカリキュラムや ICT を活用した学習支援等の充実を図る。	
241220	姉妹都市・友好都市交流事業	新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、中国佛山市と伊丹市の中学生の交流を図り、友好を深める。	

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-4 「健やかな体」の育成

令和 5 年度の取組			
<p>健やかな体の育成については、新型コロナの影響による体力低下が懸念される中、体力や運動習慣は人間のあらゆる活動の基本となるものであることから、児童生徒が体力の向上を図り、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、各校の実態に応じた体育授業の改善や休み時間の活用、家庭との連携による運動の日常化等に取り組む。</p> <p>食に関する資質、能力の育成については、発達段階に応じた健全な食育を推進するために「食に関する指導」や「献立コンクール」を実施するとともに、学校給食における残食軽減を図るため、定期的な残食調査を実施する。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
全国体力調査の全国平均を 100 とした時の小中学校の指数	↑	全国体力調査において実施した 8 種目の体力合計点平均値と全国の体力合計点平均値との比較(伊丹市平均値÷全国平均値×100)	103
残食率 (%)	↓	学校給食栄養報告等に基づき調査を行った結果等	5.0
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
241230	中学校総合体育大会運営事業	中学校総合体育大会及び新人大会の開催により、生涯スポーツを志向する生徒を育成する。	
241240	県大会、近畿大会助成事業	県大会及び近畿大会へ出場した生徒への助成金を交付することで、保護者負担額の軽減を図る。	
241250	体力・健康づくり推進事業	体育授業の改善や休み時間の活用、家庭との連携等、運動の日常化を推進し教職員の資質向上及び児童生徒の体力向上を図る。	
241260	中学校運動部活動外部指導者派遣事業	市内 8 中学校の運動部活動に、教育に見識を有する地域人材を指導補助者として配置し、運動部活動の活性化を図る。	
241280	部活動支援事業	市内大会の上位大会である阪神地区・県大会等の運営費を負担することで、中学校運動部の活性化を図る。	
241290	学校給食費管理徴収等事業	学校給食費管理システムを活用し、適切に管理徴収を行う。	
241302	給食センター設備整備等事業	受変電設備、揚物・焼物室空調設備、コンテナ消毒熱風発生装置ダクトフレキについて更新を行う。	
241310	給食センター管理運営事業	児童および生徒の健康の増進および食育の推進を図るため、安全安心で衛生的な学校給食を提供する。	
241320	健康教育推進事業	専門家を招聘した、がん教育や感染症対策等の研修会を実施し、健康な生活を営むための実践的な能力を育成する。	
241330	健全な食生活推進事業	「給食・食に関する指導」や献立コンクール等の実施により、健全な食生活・食習慣の確立をめざす。	
241350	中学校部活動の地域移行推進事業	伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会を設置し、市内 8 中学校において 1 中学校あたり 1 部活動を先行実施する。	

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-5 市立伊丹高等学校の魅力向上

令和 5 年度の取組			
市立伊丹高等学校の魅力向上については、ICTの活用や、自ら課題を見つける力を養う「探究活動」に取り組むとともに、兵庫県の「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、普通科の改革に取り組む。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
高校卒業時の学校満足度（学校アンケートより）（％）	↑	生徒への学校アンケート「市高に入学してよかった」への肯定的な回答の割合	90.5
CEFR(セファール) A2 レベル保持者の割合（％）	↑	市立伊丹高等学校の第 3 学年における CEFR(セファール) A2 レベルの力が認められる生徒の割合	84.5
全商 1 級資格取得率（％）	↑	実用的な技能を習得することにより、生徒の進路実現が達成する可能性が高くなり、学校の魅力にもつながる。 (3 年各種検定 1 級取得実人数 ÷ 3 年商業科生徒数)	50
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
241131	市立伊丹高校活性化事業	スクールミッションに基づくグローバル人材育成に向け「探究活動」に取り組むとともに、兵庫県の「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、普通科の改革に取り組む。	
241140	市立伊丹高校管理運営事業	教育委員会と協議した「市立伊丹高等学校特色化・活性化推進チーム会議」の内容を活かし、管理運営を行う。	

施策目標 2 教育相談・支援体制の充実

令和 5 年度の取組			
<p>新型コロナの影響等を含め、複雑化多様化する児童生徒の悩みや不安に対して、子どもたちの心理的・福祉的な支援のため、専門性のあるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校内のケース会議への参加等、積極的な活用を図る。</p> <p>多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、研修による相談員の資質向上を図り、幼児・児童・生徒及び保護者の心の安定を図る教育相談を実施する。</p> <p>教育支援センターによる不登校児童生徒への支援をとおして、不登校児童生徒の学校への復帰および社会的自立を図り、不登校等の減少を目指す。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
スクールカウンセラー（SC）の相談件数	↑	スクールカウンセラー（SC）の相談件数	9000
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活動件数	↑	スクールソーシャルワーカー（SSW）の活動件数	6600
学校または教育支援センター「やまびこ」に出席した児童生徒の割合	↑	登校（部分登校を含む）または教育支援センター「やまびこ」に出席した児童生徒 / 「やまびこ」に在籍した児童生徒 × 100（体験入所生を含む）	89
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
242010	キャリア教育推進事業	学年・校種を越えて引き継ぐキャリア・パスポートを活用するとともに、自分らしい生き方を実現する「キャリア教育」を推進する。	
242020	SC・SSW 活用事業	複雑化・多様化する児童生徒の問題に対し、SC・SSW の専門性を生かして組織的に対応する。	
242030	教育相談事業	相談員による教育相談や発達相談、ことばの支援教室、専門医による医療心理相談、医療発達相談を実施する	
242040	中学校進路指導委託事業	高等学校等の学校説明会やオープンスクールにおける情報収集等を通じ、適切な進路指導を行う。	

施策目標 3 特別支援教育の推進

令和 5 年度の取組			
<p>文部科学省通知において、特別支援学級に在籍している児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において授業を受けることが示された。本市においても本方針を原則としつつ、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個別の指導計画を踏まえた適切な指導・支援を行う。また、特別支援教育を取り巻く状況等に対応して、ICTの活用を進めるとともに、「今後の特別支援教育のあり方」（基本方針）の見直しを図る。</p> <p>伊丹特別支援学校においては、市内教員の専門性の向上を図るため、地域のセンター校として実践的な研修を実施し、ホームページ等を通じて取組の成果等を広く情報発信する。また、市内学校園コンサルテーションを実施し、校園内支援体制の強化及び障がいのある子どもに適切な指導・支援を行えるようサポートする。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
通常学級で支援が必要な人数のうち、個別の教育支援計画『ステップ★ぐんぐん』を作成している人数の割合（％）	↑	通常学級において支援が必要な人数のうち、サポートファイルを作成している人数の割合	59
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
243010	伊丹特別支援学校活性化事業	実践的な教員研修を行うとともに、児童生徒の自主的・自立的態度を養うために体験活動を行う。	
243024	特別支援学校管理運営事業	各校の運営に必要な予算を適切に配当し、高騰する光熱費を含め着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備する。	
243040	特別支援教育推進事業	授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において授業を受けることとする国の方針を原則とし、個別の指導計画を踏まえた指導・支援を行う。また、総合的な支援体制の整備及び適切な就学支援により、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を行う。	

施策目標 4 教職員の資質向上

令和 5 年度の取組			
<p>教員免許更新制の発展的解消に伴う国の方針に対応するとともに、今日的課題や教職員のライフステージに応じた研修等を充実させ、教職員の資質・能力の向上を図る。また、各校の教育課題の改善のために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、アウトリーチによる校内研究の支援を行う。</p> <p>総合教育センターにおける各種事業を円滑に実施するために、効率的な施設の管理運営を行う。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
研修受講者満足度（％）	↑	教職員のための各種研修参加者満足度の平均	97
授業力向上（カリキュラム）支援センター自主研修利用者数（人）	↑	年間を通しての自主研修利用者の延べ人数	1500
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
244020	総合教育センター管理運営事業	総合教育センターにおける各種事業を円滑に実施するために、効果的な施設の管理運営を行う。	
244030	教職員指導力研修等事業	各種研修の実施や、コンサルティング機能、アウトリーチ型支援等により教職員の課題に応じた支援を行う。	

主要施策3 教育環境の整備・充実

施策目標1 学校を支える組織体制の整備

令和5年度の取組			
<p>学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進に取り組み「コミュニティ・スクールの充実」を図る。コミュニティ・スクールフォーラムや学校運営協議会会長を対象とした研修会を開催し、先進事例の共有や情報交換を行う等、各協議会における協議の充実に努めるとともに、学校運営協議会と教職員の連携や交流を推進し、教職員に対して、地域と協働する意義の周知を図る。</p> <p>また、地域学校協働活動においては、土曜学習の魅力の向上や学校支援ボランティア活動の活性化を図るために、地域人材の発掘と養成に取り組む。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
学校運営や学校運営に必要な支援について必要な熟議ができた（％）	↑	校長対象の学校運営協議会アンケートにおいて肯定的な回答をした割合（％）	85
学校支援ボランティア活動回数（回）	↑	学校支援ボランティア活動回数（回）	1,450
土曜学習参加者数（人）	↑	土曜学習参加者数（人）	15,000
コード	事務事業名	R5年度の取組内容	
251010	コミュニティ・スクール運営充実事業	研修会を開催し先進事例の共有を行うなど各協議会における協議の充実に努める。また、協議会と教職員の連携や交流を推進し、地域と協働する意義を周知するとともに、各学校の課題改善に向けた協議が深まるよう支援を行う。	
251023	地域学校協働活動推進事業	市内全小中学校区において、地域人材・企業・学生・ボランティア等と連携・協働し、児童・生徒への土曜日等の学習機会の提供や、教育環境の充実を図る。	
251030	教育広報普及啓発事業	教育委員会事務局や各施設の取組について、ホームページ・広報紙等を活用し情報発信を行う。	
251040	町の先生制度事業	「町の先生」を招聘し、社会に開かれた教育課程の充実を図る。	

施策目標 2 安全・安心な教育環境の充実

令和 5 年度の取組

安全安心な教育環境の充実については、通学路の安全確保のために、学校や地域等から改善要望等がある箇所に対して、市関係部局や警察等と連携を図り、迅速に対応する。また、交通ルールの遵守に向けた「自転車交通安全教室」の実施やスクールガードの資質向上と登録促進に努める。児童生徒の安全を確保するために、DIGやJアラート等を活用した防災訓練や警察と連携した防犯訓練、「心肺蘇生法講習会」を実施するなど、「学校園防犯防災訓練」の充実を図る。

老朽化が進む校舎の空調設備改修工事や大規模改造工事等を計画的に実施し、安全・安心な教育環境の維持向上を推進する。

教職員の働き方改革については、「学校における働き方改革基本方針」に基づき、休日の部活動の地域移行をはじめ部活動改革に向けた取組等を着実に進める。

成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
警察と連携した防犯訓練の実施小学校数（校）	=	県警ホットライン等を活用した防犯訓練の実施小学校数（校）	17
心肺蘇生法講習会受講者数（人）	↑	教職員向け講習会の受講者数（人）	580
警察等と連携した自転車交通安全教室の実施校数（校）	=	DVD視聴や体験的活動を取り入れた交通安全教室の実施校数（校）	25
関係機関と連携した防災訓練の実施校数（校）	=	JアラートやDIG訓練等を活用した防災訓練の実施校数（校）	33

コード	事務事業名	R5年度の取組内容
252010	学校園防犯訓練・防災教育事業	DIGやJアラート等を活用した防災訓練や、警察と連携した防犯訓練を計画的に実施し、危機対応能力を育成する。
252020	子どもの安全対策推進事業	市内17小学校でCAP講習会を実施することで、児童の自尊感情を高め、危機対応能力を育成する。
252032	学校園施設整備事業	4校の大規模改造工事、1校のトイレ改修工事、5校園の空調設備改修工事、1校のグラウンド整備工事を行う。また、2校の空調設備改修工事、1校の大規模改造工事、7校の太陽光発電設備工事の実設計委託を行う。
252042	学校園施設管理工事事業	9校の受変電設備・トイレ・プールサイド等の改修工事、1校の普通教室転用工事、1保育所の園舎解体工事を行う。
252050	学校園施設維持保全事業	老朽化した学校園舎等を適切に維持管理するための修繕や点検調査を行う。また、学校施設の共用部分に抗菌・抗ウイルスコーティングを行う。
252060	小学校管理運営事業	各校の運営に必要な予算を適切に配当し、高騰する光熱費を含め着実な執行管理を行う。また新JIS机（小5用）や教材等を計画的に整備する。
252070	中学校管理運営事業	各校の運営に必要な予算を適切に配当し、高騰する光熱費を含め着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備する。
252082	公立保育所等保全事業	中央保育所の大規模改修工事を実施する。

体系2 子育て・子育て

主要施策1 家庭・地域の教育力

施策目標1 子育て家庭への経済的支援

令和5年度の取組			
<p>経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助及び特別支援教育就学奨励事業の案内チラシを作成・配布し、周知を図るとともに、学校と連携し、適切に事務を進める。また、下河原地域から市立小学校及び幼稚園に通学・通園する児童・園児の保護者に対し、通学通園費助成事業の周知を行うとともに、学校・幼稚園と連携し、適切に事務を進める。</p> <p>子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、県の事業内容に基づき、保育所等における保育料の一部を助成するとともに、生活保護世帯等に対し、教材費・行事費等への給付を行う。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
就学援助の認定者数	=	小・中学校における就学援助の認定者数	2,518
コード	事務事業名	R5年度の取組内容	
212010	ひょうご保育料軽減事業	国の制度による負担軽減の対象とならない0～2歳児の認定こども園、保育所等の保育料の一部を助成することで、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	
212050	実費徴収に係る補足給付事業	認定こども園・保育所・幼稚園での実費徴収に係る費用の一部補助を行い、子どもの健やかな成長を支援する。	
212060	就学援助事業	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の就学を奨励するために、適切に就学援助事務を実施する。	
212070	中学校夜間学級就学支援事業	就学適齢期に義務教育を受けられなかった生徒等の就学の機会を確保し、就学に係る経済的負担を軽減する。	
212080	通学通園費助成事業	児童・園児の保護者に対し通学通園費を助成することにより、通学通園路の安全を確保し、保護者の経済的負担を軽減する。	
212090	特別支援教育就学奨励事業	学用品費等を支給することにより、特別支援学級等の児童生徒の就学奨励を行い、保護者の経済的負担を軽減する。	

※本体系については、市行政評価の教育委員会所管部分を抜粋して掲載しています。

施策目標 2 子育て・家庭教育の支援

令和5年度の取組			
<p>引き続き感染症対策を講じつつ、親子が交流する場の提供、子育てに利する講座の実施や相談対応により、子育てに伴う不安感や負担感の軽減、子育て家庭の孤立防止を図り、子どもの健全な成長を目指す。</p> <p>また、相談事業においては、情報提供だけではなく部局間での横断的な情報交流を行うことで、必要な支援に繋がるよう努める。</p> <p>加えて、「地域による子育て」を体現する育児ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、子育て支援を推進する。</p> <p>家庭教育に関する啓発方法を見直し、啓発内容の充実を図るとともに、様々な手法による周知を行う。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
地域子育て支援拠点事業等参加者数（年間延べ利用者：人）	↑	地域子育て支援拠点事業や幼稚園、共同利用施設で実施しているみんなのひろば事業等親子交流事業への参加者の合計数	103,000
育児ファミリー・サポート・センター会員数（人）	↑	依頼会員、協力会員、両方会員の合計人数	2,400
コード	事務事業名	R5年度の取組内容	
215010	育児ファミリー・サポート・センター事業	事業の周知を継続し、また預かりを行おうとする者に対しては、救急救命等の内容を含む適切な講座を実施する。	
215023	子ども・子育て支援事業計画施策推進事業	子ども・子育て審議会を開催するとともに、令和7年度から計画期間が始まる「第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画」の策定のため、ニーズ調査を行う。	
215030	子ども・子育て団体等補助事業	子ども健全育成団体及び子育てサークルに対して、補助金を交付し、子どもの健全育成活動の支援を行う。	
215040	子ども施策地域推進事業	地区における青少年活動に対して補助金を交付し、子どもを中心とした多世代交流活動を支援する。	
215060	いたみ子育て家庭応援事業	登録店の子育て家庭向けのサービスや情報を市のホームページでPRすることにより、施設やサービスの利用を誘引する。	
215073	子育て情報発信・啓発事業	子育て情報誌の改訂版の作成等を通じて、子育て情報の発信・啓発を推進する。	
215080	地域における子育て支援ひろば事業	利用人数制限等の感染症対策により、支援の量的拡充が望めない中でも、必要な人へ支援が届くよう着実に事業を継続する。	
215090	地域子育てバックアップ事業	子育て支援事業を行う団体への補助を行い、市民力による地域の子育て支援の充実を図る。	
215110	父親の育児参加事業	事業周知を継続し、父親の育児参加への意識付けを促すことで、母親の育児負担や不安感の軽減を図る。	
215120	家庭教育推進事業	家庭教育に関する従来からの啓発や周知方法を見直し、啓発内容の充実や、基本的な生活習慣のための効果的な学習機会の提供に取り組む。	

施策目標3 子ども一人ひとりに応じた発達支援

令和5年度の取組			
一貫した相談支援体制づくりを進めていくために、医療・保健・教育・福祉等関係機関と連携を図る。また、地域での医療的ケア児等の受け入れ推進のために、こども発達支援センターの役割を明確にし、連携体制の構築に努める。さらに、子どもたちが生活する地域で一人ひとりの特性に合わせた支援が受けられるために、障害児通所支援事業所や学校、就学前施設等に赴いて情報提供や助言を行うとともに、各施設職員を対象とした研修を実施し、地域全体における療育支援の質の底上げを図る。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
「こども発達支援センター」の相談件数（件）	=	相談支援や児童精神科医・心理療法士等の専門相談の合計数	8000
「こども発達支援センター」の地域訪問型サービスの利用者数（人）	↑	地域支援として実施した保育所等への巡回相談やスタッフ派遣の合計数	660
保育所等訪問支援の利用件数（件）	↑	保育所等訪問支援の利用件数	132
コード	事務事業名	R5年度の取組内容	
214010	こども発達支援センター運営事業	一貫した相談支援体制づくりを進めていくために、関係機関との連携を図る。地域での医療的ケア児等の受け入れ推進のために、こども発達支援センターの役割を明確にし、連携体制を構築する。	
214020	児童発達通所支援事業	対象児童の障がい状況等に応じた各種サービスを適切に給付する。	
214030	障がい児自立支援事業	対象児童の障がい状況等に応じた各種サービスを適切に給付する。	
214040	障がい児地域生活支援事業	対象児童の障がい状況等に応じた各種サービスを適切に給付する。	
214050	障害児福祉手当等給付事業	対象者へ制度の周知を図り、障害児福祉手当・重度心身障害者（児）介護手当の適切な支給事務を継続する。	
214060	発達支援の視点に基づいた地域支援事業	子どもたちが生活する地域で一人ひとりの特性に合わせた支援が受けられるために、障害児通所支援事業所や学校、就学前施設等に赴いて情報提供や助言を行うとともに、各施設職員を対象とした研修を実施し、地域全体における療育支援の質の底上げを図る。	

主要施策 2 青少年の健全育成

施策目標 1 子どもの居場所づくりと自立支援

令和 5 年度の取組			
<p>児童クラブに整備した Wi-Fi 環境や入退室管理システムを活用するとともに、長期休業期間中の昼食提供事業を本格的に実施するなど、子どもが安全・安心に過ごすことの出来る環境づくりを進める。</p> <p>児童会館「こらくる」やこども文化科学館等において、子ども達が安心して過ごせる居場所や様々な体験の機会を提供し、「子どもの居場所」の更なる利用促進を図る。</p> <p>また若者自立支援事業として、困難を有する子どもや若者並びにその家族に対し、情報の提供による周知・啓発を進めるとともに、講演会や交流・情報交換の場の提供等を通し、相談しやすい環境づくりを進める。これら相談事業などの利用者増加を図るとともに困難を有する子どもや若者の課題解消に取り組む。</p>			
成果指標 (単位)	性質	指標の意味・算式等	目標値
若者自立支援事業利用者延べ人数 (人)	↑	困難を有する若者や家族を対象とした相談事業やイベント等の利用者数 (人)	111
児童クラブ待機児童数 (人)	=	17 児童クラブの待機児童数 (人)	0
児童館 3 館利用者数 (人)	↑	児童館 3 館利用者数 (人)	81,000
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
221020	若者自立支援相談事業	ひきこもり等困難を有する若者やその家族のニーズに応じた相談・支援の窓口の情報を提供する。	
221030	二十歳の祝典事業	祝典参加者による企画運営のもと、二十歳の節目を祝福する祝典を開催する。	
221040	青少年活動支援事業	キャンプ事業や木工等の遊び事業により、幼児期の教育充実と体験を通じた少年期の健全育成を図る。	
221050	青少年センター管理運営事業	講座、講演、各種クラブ活動等の実施とともに、学習室へ Wi-Fi 環境を整備し、青少年の居場所に加え、学びの場としての充実を図る。	
221060	青少年施策推進事業	児童館 3 館への情報提供等による運営支援とともに、丹波少年自然の家事務組合解散に向けた事務を執行する。	
221070	児童館管理運営事業	子どもへの遊び場の提供とともに、図書室へ Wi-Fi 環境を整備し、学びの場として充実を図る。また、令和 6 年度からの指定管理者選定を行う。	
221082	児童館整備保全事業	ひきこもり等困難を有する若者やその家族のニーズに応じた相談・支援の窓口の情報を提供する。	
221090	こども文化科学館管理運営事業	学習投影をはじめとしたプラネタリウム投影事業の充実の他、出張事業についても積極的に実施し、幅広い事業展開を図る。	
221123	放課後児童クラブ管理運営事業	児童・保護者にとって安全・安心な居場所を提供する。長期休業期間中の昼食提供を本格実施する。	

施策目標 2 子どもの見守りネットワークの整備

令和 5 年度の取組			
<p>地域の子どもたちとの関係づくりのため、少年補導委員による街頭補導と「愛の一声運動」を実施する。また、地域ぐるみの少年愛護活動を進めるため、小学校での愛護補導連絡会や中学校での学校補導連絡会を開催する。また、青少年の健全育成については市民の理解と関心を高めるため、広報紙「センター通信」の発行、毎月の広報車での啓発活動を実施する。</p> <p>悩みを抱えた子どもや保護者を対象に相談活動を実施し、学校及び関係機関と連携しながら事案の早期解決を図る。学校から依頼がある場合、アウトリーチ型の相談支援を実施し、事案の初期対応を学校と連携しながら実施する。また、昨今増加傾向にある SNS トラブルに関しては、保護者向けの講演会を地区懇談会や愛護補導連絡会等で実施する。</p> <p>青少年の指導、育成、保護および矯正に関する調査審議および関係行政機関の連絡調整を行う会を定期的で開催する。</p>			
成果指標 (単位)	性質	指標の意味・算式等	目標値
補導活動回数 (回)	=	少年補導委員 1 人当たりの年間補導活動回数 (3 回/月×12 か月)	36
声かけ・挨拶人数 (人)	↑	街頭補導活動における声かけ・挨拶の人数	40,000
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
222010	青少年街頭補導事業	地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」を実施し、地域の子どもたちとの関係づくりに取り組む。	
222020	青少年健全育成・環境浄化事業	有害図書の回収や店舗の実態調査を市民と協働し実施する。また、愛護補導連絡会や学校補導連絡会を開催し、地域ぐるみの愛護活動を推進する。	
222030	青少年健全育成関係広報啓発事業	センター通信を月 1 回発行し、「悩み相談」クリアファイルやカードを配布する。また、DVD を活用した啓発を行う。	
222040	青少年問題協議会の運営	青少年の非行防止、いじめ防止、困難を有する若者の支援等について、調査、審議と連絡調整を進める。	
222050	青少年問題相談事業	電話・来所・メールでの相談を受け付ける。また、学校からの依頼によるアウトリーチ型相談支援を推進する。	

体系3 生涯学習

主要施策1 生涯学習・スポーツ

施策目標1 多様な学習機会の提供

令和5年度の取組			
<p>社会教育施設間で情報交換等を行うことでノウハウの共有を図り、連携事業等を実施することにより、市民の学びの機会の充実を図る。また、学習者の裾野を広げるためにオンラインを活用した事業展開を進めるとともに、SNSを活用した広報活動の充実を図る。あわせて、スマホ講座などを実施し、市民の情報格差解消に取り組む。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
講座実施数（回）（公民館・ラスタ・きらら）	↑	公民館・ラスタホール・きららホール事業実施回数	2,700
施設利用者数（人）（公民館・ラスタ・きらら）	↑	公民館・ラスタホール・きららホール施設利用者数	381,000
施設利用者満足度（％）（公民館・ラスタ・きらら）	↑	施設利用者満足度調査において「非常に満足」「満足」と回答した割合（3館平均値）	90
コード	事務事業名	R5年度の取組内容	
261010	公民館管理運営事業	施設を有効活用し、より多くの市民に利用してもらうための取組を進める。	
261050	講座等生涯学習活動支援事業	オンラインを活用した事業を実施しながら SNS を活用した広報活動の充実を図る。併せて「スマホ相談室」を継続し情報格差解消に取り組む。	
261070	生涯学習センター管理運営事業	施設間の連携事業等を実施することにより多様な学びの機会を提供するほか、自習室に公衆Wi-Fiの導入を行う。	
261090	北部学習センター管理運営事業	施設間の連携事業等を実施することにより多様な学びの機会を提供するほか、学習室に公衆Wi-Fiの導入を行う。	
261102	北部学習センター整備保全事業	空調設備等改修工事及び床改修工事を実施する。	

施策目標 2 図書館サービスの充実

令和 5 年度の取組

本年度は、「第 2 次子ども読書活動推進計画」に基づき、幼児期からの「ブックスタート」や「おはなし会」などを実施するとともに、子どもの読書習慣の定着に努める。

来館者数・貸出者数・貸出冊数の増加を図るため、魅力的な図書の収集や、来館を促進する多様な事業の実施、図書館情報の積極的な発信を行う。また、学びの機会を創出のため「調べる学習コンクール」の開催や、図書館の基本機能であるレファレンスサービスの利用促進を図るとともに、図書館システム更新により新たに導入した「読書チャレンジ機能」等のインターネットサービスの周知を促し、市民の読書習慣の定着を図る。

また、交流事業では、市民の参画・協働の促進を目的とした交流フロア運営会議から生まれる多彩な市民発案イベントを実施するとともに、市内施設、学校、企業等との連携による多様な事業を展開する。

成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
一人あたり貸出冊数（全館・年間）	↑	市内図書館全館合計個人貸出冊数/伊丹市人口	7.77
レファレンスサービス件数（全館・年間）	↑	市内図書館全館合計レファレンス受付件数	2,470
交流事業実施回数（本館・年間）	↑	図書館本館交流事業回数	200
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
262013	図書館本館・西分室管理運営事業	本館及び西分室の安全・快適な利用環境を維持するとともに、本館研修室に公衆 Wi-Fi の導入を行う。また、資料の充実等の図書館の基本機能を向上させる。	
262020	図書館南分館管理運営事業	利用者サービスの質の向上等に努めるよう助言・指導する。また、南分館における図書館資料の整備充実を図る。	
262030	図書館北分館管理運営事業	利用者サービスの質の向上等に努めるよう助言・指導する。また、北分館における図書館資料の整備充実を図る。	
262040	図書館神津分館管理運営事業	利用者サービスの質の向上等に努めるよう助言・指導する。また、神津分館における図書館資料の整備充実を図る。	
262050	子ども読書推進事業	「第 2 次子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書習慣形成のための多様な取組を各機関と推進する。	
262060	図書館本館交流事業	市民企画事業、企業・学校連携事業など、あらゆる年齢層が参加できる多様な事業を実施する。	

施策目標 3 生涯スポーツが楽しめる環境整備

令和 5 年度の取組			
<p>令和 4 年度に中間見直しを行った「伊丹市スポーツ推進計画」に基づき、障がいの有無や年齢・性別にかかわらず、スポーツに親しみ、スポーツをライフスタイルの中に定着させることができるよう、各種スポーツ教室や競技スポーツ大会・生涯スポーツのイベント等の事業を引き続き実施し、スポーツ・運動の実施者の増加を図る。実施の際は、SNS やホームページ等各種広報媒体を積極的に活用し、効果的、効率的な周知を行うことにより参加者の増を図る。また、良好なスポーツ環境の確保のため、スポーツ施設の適切な維持管理と計画的なスポーツ施設整備の検討を進める。</p> <p>さらに、伊丹の特色を生かしたスポーツ事業として、伊丹生まれの「いたっボール」や伊丹に深くゆかりのある競技「なぎなた」を出前講座や教室の開催を通して、競技の PR を図る。今年度も「全国高等学校なぎなた選抜大会」の開催により「なぎなたのまち伊丹」をアピールし「伊丹ブランド」としてのなぎなた競技の振興を図る。</p>			
成果指標 (単位)	性質	指標の意味・算式等	目標値
スポーツクラブ 21 会員数 (人)	↑	市内 17 小学校区のスポーツクラブ 21 会員数合計	6,200
市民スポーツ祭等参加者数 (人)	↑	市民スポーツ祭、少年スポーツ大会、レディーススポーツ大会、ニュースポーツフェスティバル、市民駅伝大会、市民ロードレース大会等市主催大会の参加者数	18,000
体育施設の利用者数 (人)	↑	スポーツセンター・緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘プール・市内グラウンド・ローラースケート場・稲野公園運動施設の利用者数合計	850,000
「いたっボール」講習会等参加者数 (人)	↑	「いたっボール」講習会等参加者数	1,400
なぎなた教室の受講者数 (人)	↑	指定管理者との共催や伊丹スポーツセンターで開催しているなぎなた教室の年間受講者数	150
コード	事務事業名	R5 年度の取組内容	
263010	市立体育施設管理運営事業	各施設の指定管理者において、イベント・教室等の事業を実施するとともに適切な施設の保全管理のため、計画的な修繕等を実施する。	
263030	生涯スポーツ活動支援事業	スポーツクラブ 21 各種交流大会開催等の活動支援を行う。	
263040	スポーツ振興施策推進事業	各種大会、イベント等の開催やスポーツ、運動に関する有益な情報の提供にあたり、SNS や HP 等の各種広報媒体を積極的に活用し、参加者増、スポーツ実施者増に繋げる。	
263050	全国高等学校なぎなた選抜大会運営事業	第 19 回選抜大会を開催することで「伊丹ブランド」としてのなぎなた競技の振興を図る。	

体系4 人権教育

主要施策1 人権教育

施策目標1 人権教育・学習の推進

令和5年度の取組			
<p>様々な分野での人権教育・啓発の一層の推進を図るため、令和4年6月に改訂した「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、人権教育・学習に関する施策を推進する。</p> <p>学校園（所）において、発達段階に応じて、いじめをはじめとする人権問題について自ら考え、学ぶ機会の充実を図る。併せて、様々な人権問題について、市民及び教職員の人権教育・研修を推進するとともに、市民主体の学習を支援するため、市民団体との連携や人権教育指導員の派遣を行う。</p>			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
いじめの認知件数（件）	評価対象外	市立学校（小・中）において、1年間に認知されたいじめの件数	1,955 ※(前年度実績値)
人権作文・ポスターの延べ応募者数（人）	↑	市内小中学校の児童生徒対象の人権週間記念作文・ポスターへ応募した延べ人数	6,300
市民による学習会、研修会等への延べ参加者数（人）	↑	伊丹市人権・同和教育研究協議会及び人権啓発推進委員企画の研修会への延べ参加者数	2,000
人権教育指導員の派遣回数（回）	↑	学校園、地域、職場等で実施される研修会等へ、講師及び助言者として人権教育指導員を派遣した回数	60
コード	事務事業名	R5年度の取組内容	
241170	いじめ防止フォーラム	学校をとりまく家庭、地域などが、一体となり、地域ぐるみでの健全育成を目指し、子どもたちを交えて意見交換をする中で、いじめの防止に向けた取組の充実を図る。	
271020	人権教育推進事業	あらゆる年代、場面において市民団体と協働して啓発を行い、市民主体の人権学習の開催を支援する。	

※成果指標「いじめの認知件数（件）」は、指標の性質が「評価対象外」であるため、目標値ではなく、参考として前年度実績値を掲載しています。

※本体系については、市行政評価の教育委員会所管部分を抜粋・編集して掲載しています。

4 教 405-1-061A4

令和 5 年度（2023 年度）

伊丹の教育＜基本方針と主要事業＞

編集・発行 伊丹市教育委員会事務局
